

平成25年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第3号）

平成25年12月11日（水曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長、各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔討論、採決。以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 4 議案第72号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第73号 平成25年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決。以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 8 議案第76号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止について
〔討論、採決。以下日程第12まで同じ〕
- 日程第11 議案第79号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決〕
- 日程第14 議案第82号 田村広域行政組合規約の変更について
〔討論、採決〕
- 日程第15 特別委員会委員長の間接報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

（追加）

- 日程第 1 議員提出議案第 9号 小野町議会の会期等に関する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 2 議員提出議案第10号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 3 議員提出議案第11号 小野町議会会議規則の一部を改正する規則について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 日程第 4 議員提出議案第 1 2 号 小野町議会定例会の召集時期に関する規則を廃止する規則について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 5 議員提出議案第 1 3 号 専決事項の指定について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 6 議員提出議案第 1 4 号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 7 休会について

出席議員（11名）

1 番	会 田 明 生 君	2 番	吉 田 康 市 君
3 番	竹 川 里 志 君	4 番	宗 像 芳 男 君
5 番	田 村 弘 文 君	6 番	籠 田 良 作 君
7 番	宇 佐 見 留 男 君	8 番	水 野 正 廣 君
9 番	遠 藤 英 信 君	10 番	佐 强 登 君
12 番	村 上 昭 正 君		

欠席議員（1名）

11 番 久 野 峻 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 和 田 昭 君	教 育 長	矢 内 今 朝 見 君
総 務 課 長	宗 像 利 男 君	企 画 商 工 課 長	山 名 洋 一 君
税 務 課 長	阿 部 京 一 君	町 民 生 活 課 長 兼 除 染 推 進 室 長	村 上 春 吉 君
健 康 福 祉 課 長	藤 井 義 仁 君	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 井 一 一 君
地 域 整 備 課 長	佐 藤 喜 春 君	教 育 課 長	吉 田 浩 祥 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	吉 田 吉 広 君	代 表 監 査 委 員	先 崎 福 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	先 崎 幸 雄	次 長	味 原 広 一
書 記	先 崎 悟	書 記	清 野 昭 雄

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから、平成25年小野町議会定例会12月会議第7日目の会議を開きます。
- ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
- なお、11番、久野峻議員より本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、予算審査特別委員会及び各部常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長。8番、水野正廣委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 水野正廣君登壇〕

- 予算審査特別委員会委員長（水野正廣君） 予算審査特別委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

平成25年小野町議会定例会12月会議において、予算審査特別委員会に付託された事件は、予算審査特別委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましてはお手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げます。予算審査特別委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長。9番、遠藤英信委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 遠藤英信君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（遠藤英信君） 平成25年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査結果と経過について報告いたします。

議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、固定資産税の前納報奨金制度について、当初の目的である税収の早期確保や自主納税意識の高揚が

達成されたこと、納税及び他の税との公平性の観点から、平成26年4月1日より廃止するものであります。

審査に当たっては税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、議案第76号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方税法の改正による延滞金利率の引き下げに伴い、諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例、小野町公営住宅管理条例、小野町後期高齢者医療に関する条例における延滞金利率をそれぞれ、納期限後1カ月を過ぎた後の割合を14.6%から9.3%へ、納期限後1カ月以内の割合を7.3%から3.0%へ引き下げるものであり、平成26年1月1日より施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、町民への周知方法について質問がありました。

次に、議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成26年4月1日に浮金中学校を小野中学校に統合するに当たり、浮金中学校跡地を浮金小学校として利用するため、浮金小学校を現在の浮金中学校の位置とする条例改正を行うもので、平成26年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、移転後の浮金小学校跡地の利用方法等について質問がありました。

次に、議案第82号 田村広域行政組合格約の変更について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、田村東部管内におけるごみ収集運搬業務を田村広域行政組合から構成市町へ移管する旨、田村広域行政組合格約を改正するものであり、平成26年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

以上が平成25年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員長。8番、水野正廣委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（水野正廣君） 平成25年小野町議会定例会12月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町老人憩の家「たかむら荘」の管理運営について、民間事業者を活用することで施設の管理運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、指定管理者による管理を将来的に実施したいため、小野町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定めるところにより、町長が指定した法人及びその他の団体

が管理できるよう改正を行うものであり、施行につきましては、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、指定管理を実施するに当たり、民間事業者について幅広い募集をしてもらいたい旨の意見がありました。

議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成26年3月31日をもって田村地方介護認定審査会の共同設置を廃止するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、田村地方介護認定審査会の構成市町についての質問がありました。

議案第79号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、田村地方介護認定審査会の共同設置体制が平成26年3月31日廃止となることから、小野町単独により当該審査会を設置する必要があるため所要の改正を行なうものであり、内容といたしましては、小野町介護認定審査会を設置し、委員の定数を15名以内とし、平成26年4月1日から施行するものであります。あわせて、小野町介護保険条例における延滞金の利率を引き下げ、平成26年1月1日から施行するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、小野町介護保険条例における延滞金の利率についての質問がありました。

議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成26年4月1日より設置予定の小野町介護認定審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する規定を新たに設けるための改正であり、内容としては、当該条例の適用範囲に小野町介護認定審査会の委員を追加し、費用弁償は職員の旅費規定を準用するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、介護認定審査会の開催回数及び委員の報酬についての質問がありました。

以上が平成25年小野町議会定例会12月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、質疑を行います。

予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第71号～議案第74号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第6、議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、4議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第71号から議案第74号まで4件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第74号までの討論を終わります。

◎議案第71号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号～議案第74号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第72号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第5号）から議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで3議案について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第72号から議案第74号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第75号～議案第77号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第7、議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで3議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第75号から議案第77号までの3件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第77号までの討論を終わります。

◎議案第75号～議案第77号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから議案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第77号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第78号～議案第80号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第10、議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止についてから日程第12、議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで3議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第78号から議案第80号までの3件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第80号までの討論を終わります。

◎議案第78号～議案第80号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止についてから議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第80号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第13、議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第81号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第81号の討論を終わります。

◎議案第81号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号については原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第14、議案第82号 田村広域行政組合格約の変更についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第82号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第82号の討論を終わります。

◎議案第82号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第82号 田村広域行政組合格約の変更についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号については原案のとおり可決されました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第15、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員長。2番、吉田康市委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 吉田康市君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（吉田康市君） 平成25年小野町議会定例会12月会議において、企業対策特別委員

会の活動についての中間報告を申し上げます。

去る9月13日、村上議長にご同席をいただき、企画商工課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

内容につきましては、企画商工課長より、神奈川県に本社がある自動車専用部品製造会社のその後の経過報告の中で、当町への立地を計画する上で「ふくしま産業復興企業立地補助金対象企業指定申請書」を福島県に提出した旨の報告を受けたものであります。

さらに、小野山神地区にメガソーラーを新設したいため、大規模開発行為計画事前協議書が県に提出されたことについての報告を受けました。

次に、10月15日、村上議長にご同席をいただき、企画商工課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

内容につきましては、企画商工課長より、神奈川県に本社がある自動車専用部品製造会社について、その後の経過報告を受け、売却の面積、価格等について協議をいたしました。協議の中で、立地候補地の既存建物の解体費用は誘致とは切り離し、売却価格等については町が示す価格を基本に、今後の交渉を積極的に行うべきとの意見が出されました。

次に、11月14日から15日まで、大和田町長、村上議長にご同行をいただき、名古屋市及び大阪市方面の行政調査を実施いたしました。

14日には名古屋市において、国内及び海外から800社を超える企業が出展して開催された異業種交流展示会「メッセナゴヤ」を訪問し、国内及び海外の企業の事業展開の動向や経営動向等について幅広く調査するとともに、小野町の工業用地の案内とPRなどを積極的に行ってまいりました。

翌日には福島県名古屋事務所を訪問し、東海地方の企業の福島県内への立地の動向や、立地する際に必要とされる条件などについて調査いたしました。

次に、福島県大阪事務所を訪問し、関西地域の企業の福島県内への立地の動向や、立地する際に必要とされる条件などについて調査をいたしました。

「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」などもあり、平成24年度以降、東海地方や関西地域から本件へ20件弱ほどの企業が新規進出しておりますが、都市部や被災地域に立地が集中している状況であります。

以上が当委員会の中間報告であります。引き続き企業誘致、既存企業の育成等に係る調査に精力的に取り組んでいくことを申し添え、報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長。7番、宇佐見留男委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（宇佐見留男君） 平成25年小野町議会定例会12月会議におきまして、議会改革特別委員会の調査・検討活動について中間報告をいたします。

議会改革特別委員会の第12回会議を去る10月4日に、第13回会議を去る11月6日に、第14回会議を今月2日に開催しました。

10月4日に開催した第12回会議では、通年議会の本施行実施について、通年議会の会期（案）、本施行実施時期（案）、定期的に会議を開く日（案）などについて協議し、通年議会の本施行については実施することと決定し、会期、本施行実施時期などについては後日、町執行部側に議会の（案）を提示して協議をしてから決定することといたしました。

第12回会議の協議結果に基づき、12月22日に総務課長、総務課の各副課長のほか関係職員、計4名の町執行部職員にご出席をいただき、通年議会の本施行実施について協議し、通年議会の会期、本施行実施時期、定期的に会議を開く日などについて協議を行い、内容のとりまとめを行いました。

なお、とりまとめとなった内容は、通年議会の会期については、1月1日から当年の12月31日までとする、定期的に会議を開く日については、年4回とし、3月の第1木曜日、6月の第2水曜日、9月の第1木曜日、12月の第1木曜日とする、本施行実施時期については、平成26年1月1日からとする、というものです。

次に、11月6日に開催した議会改革特別委員会第13回会議では、町執行部側との協議結果を報告するとともに、通年議会実施に係る条例（案）、実施要綱（案）、専決処分事項の指定内容の再検討などについて協議し、再度町執行部側へ議会の（案）を提示し、協議することといたしました。

第13回会議の協議結果に基づき、11月29日に町執行部側と条例（案）、実施要綱（案）、専決処分事項の指定内容の再検討などについて協議いたしました。

条例（案）、実施要綱（案）については、特別委員会でとりまとめた（案）の内容のとおり協議がとりまとめとなりましたが、専決処分事項の指定については、災害や突発的な事故により応急に必要となる維持補修や工事費の歳入歳出予算の補正について、災害等への対応をより迅速なものとし、さらなる町民の安全・安心を確保するため、町長に委任することが妥当との結論から、新たに指定すべきとの協議結果となりました。

次に、12月2日に開催した議会改革特別委員会第14回会議では、11月29日に行った町執行部側との協議結果を報告するとともに、条例、規則、実施要綱等の新規制定や一部改正等について最終的なとりまとめを行い、また、専決処分事項の新たな指定について協議し、全委員一致で指定すべきとの結論に至りました。

以上が当特別委員会の調査・検討活動の中間報告であります。引き続き当特別委員会の所管事項の調査・検討活動を継続するものと決したことを申し添え、報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

追加日程資料を配付いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（村上昭正君） 資料の配付漏れはありませんか。
それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提出議案第9号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第9号 小野町議会の会期等に関する条例についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第9号 小野町議会の会期等に関する条例について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。
7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第9号 小野町議会の会期等に関する条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年12月11日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、竹川里志、同じく遠藤英信、同じく水野正廣の各議員であります。

提案理由。

小野町議会は、より機動的かつ活発な議会活動を可能とし、議会機能の強化・拡充を図り、もって更なる町民福祉の向上と町勢の伸展に資するため、会期を通年とする通年議会を実施することとした。

通年議会実施に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第102条の2に基づき本条例案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第9号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第9号 小野町議会の会期等に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第9号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第9号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第9号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第9号 小野町議会の会期等に関する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第10号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第10号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第10号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。

7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第10号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年12月11日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、竹川里志、同じく遠藤英信、同じく水野正廣の各議員であります。

提案理由。

小野町議会の会期を地方自治法第102条の2第1項の規定に基づき通年とするにあたり、小野町議会委員会条例の一部改正が必要となるため、本条例改正案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第10号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第10号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第10号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第10号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第10号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第10号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第10号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第11号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第3、議員提出議案第11号 小野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第11号 小野町議会会議規則の一部を改正する規則について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。

7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第11号 小野町議会会議規則の一部を改正する規則について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年12月11日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、竹川里志、同じく遠藤英信、同じく水野正廣の各議員であります。

提案理由。

小野町議会の会期を地方自治法第102条の2第1項の規定に基づき通年とするにあたり、小野町議会会議規則の一部改正が必要となるため、本規則改正案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第11号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第11号 小野町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第11号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第11号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第11号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第11号 小野町議会会議規則の一部を改正する規則についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第11号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第12号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第4、議員提出議案第12号 小野町議会定例会の召集時期に関する規則を廃止する規則についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第12号 小野町議会定例会の召集時期に関する規則を廃止する規則について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。

3番、竹川里志議員。

〔3番 竹川里志君登壇〕

○3番（竹川里志君） 議員提出議案第12号 小野町議会定例会の召集時期に関する規則を廃止する規則について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年12月11日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、宇佐見留男、同じく遠藤英信、同じく水野正廣の各議員であります。

提案理由。

小野町議会の会期を地方自治法第102条の2第1項の規定に基づき通年とするにあたり、小野町議会定例会の召集時期に関する規則の廃止が必要となることから本規則廃止案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第12号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第12号 小野町議会定例会の召集時期に関する規則を廃止する規則について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第12号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第12号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第12号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第12号 小野町議会定例会の召集時期に関する規則を廃止する規則についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第12号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第13号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第5、議員提出議案第13号 専決事項の指定についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第13号 専決事項の指定について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。

3番、竹川里志議員。

〔3番 竹川里志君登壇〕

○3番（竹川里志君） 議員提出議案第13号 専決事項の指定について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年12月11日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、宇佐見留男、同じく遠藤英信、同じく水野正廣の各議員であります。

提案理由。

小野町議会は、本年2月から通年議会の試行を実施しており、平成26年1月からは本施行することとしたが、災害及び突発的な事故への対応をより迅速なものとし更なる町民の安全・安心の確保を図るため、専決処分事項として町長に委任することが妥当と思われる事項について、地方自治法第180条第1項による専決処分の拡大を認めて指定を行う。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第13号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第13号 専決事項の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第13号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第13号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第13号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第13号 専決事項の指定についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第14号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第6、議員提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書について、10番、佐強登議員の説明を求めます。

10番、佐強登議員。

〔10番 佐強 登君登壇〕

○10番（佐 登君） 議員提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年12月11日提出。

提出者、佐強登、賛成者、水野正廣、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

提案理由。

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題は、有効な対策が講じられないまま新たな漏えい箇所が確認されるなど、状況は悪化の一途をたどっており、もはや東京電力だけで対応できる問題ではない。

汚染水問題は、県民生活や県内産業などに大きな影響を及ぼしており、国が一刻も早く前面に立ち早急に万全な対策を講じることを強く求めるため、地方自治法第99条の規定により衆・参両院議長、ほか関係大臣に意見書を提出する。

平成25年12月11日。

福島県田村郡小野町議会。

提出先。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、経済産業大臣様、復興大臣様。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第14号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第14号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第14号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第14号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第14号については、原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（村上昭正君） 追加日程第7、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。明日12月12日から12月31日までの20日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日12月12日から12月31日までの20日間を休会することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで本定例会12月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会12月会議閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

ことし1年を振り返ってみますと、3月の町長選挙におきまして大和田新町長が誕生いたしまして、新しい行政体制で約10カ月が過ぎたわけでありますが、その間、特に除染の問題、仮置場について、町長初め担当職員におかれましては大変なご苦勞があったのではないかと思います。私も何度か地区の説明会に参加をさせていただきましたが、地域の方々の仮置場設置に反対する思いは強硬なものがありまして、時には罵声を浴びせられたり、町や町長の考え方を全面的に否定されたり、大変厳しい状況であったわけであります。そんな中でありますけれども、町長、職員ともに仮置場の必要性や町の方向性について粛々と説明している姿は、私といたしましても頭の下がる思いがいたしました。大変お疲れさまでございました。

しかしながら、飯豊地区におきましては、まだ場所は設定されておられないということでありますので、引き続きのご尽力、ご努力をお願いするところであります。

その他の行政課題も山積しておりますので、我々議会といたしましても、町執行部の皆さんと議論を深めながら、町民福祉向上に全力で努めてまいりたいと考えております。

先ほども条例改正、大変な量があったわけでありますけれども、来年から通年議会の施行というようなことで、この件に関しましても、我々議会といたしまして、パフォーマンスに終わらないようにしっかりと取り組

んでいきたいと思っております。ぜひ、町長初め職員の皆様方にも今後ともご指導とご理解を賜りたいと思っております。

ことし1年間、議員各位にはさまざまな議会活動のご精励、大変お疲れさまでございました。また、職員の方々におかれましてはさまざまなご意見等をいただきまして、改めて感謝を申し上げる次第であります。

ことしも残りわずか20日間となりましたので、お体のほうは十分注意をされまして、それぞれの立場で引き続きご活躍されますことを、また新しい新年をしっかりと迎えていただけますように、改めて私のほうからお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

定例会12月会議のご精励、まことにありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成25年小野町議会定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言御礼とご挨拶を申し上げます。

今定例会12月会議には、平成25年度各会計補正予算案件4件、条例の改正案件6件、田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止案件1件、田村広域行政組合規約変更案件1件、人事案件1件、合計13案件をご提案申し上げましたところでありますが、議員の皆様には慎重ご審議の結果、それぞれご議決を賜り、ありがとうございました。

議会中の多岐にわたるご質問や、審議の過程で頂戴いたしました皆様のご指導、ご意見に対しましては、趣旨を十分に踏まえ、今後とも適正な事務事業の執行に努め、元気のあるまちづくりを目指してまいる所存でございます。

さて、本年は町長に就任して初めての年でありましたが、既に9カ月目に入りまして、ことしははや1年が過ぎ去ろうとしております。まだまだ私が思い描くまちづくりには当然至っていないわけではございますけれども、引き続き各事業へ精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご指導、ご協力、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

また、より開かれた充実した議会を目指しまして、本日通年議会の各条例案が成立したわけでありまして、どうか町民の負託に応えるべく、すばらしい議会活動になることをご期待を申し上げます。

皆様におかれましては、全員がご健勝で新年を迎えられ、さらにご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時29分